相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県郡上市八幡町小野四丁目一番地一〇、最後の住所岐阜県郡上市八幡町小野四丁目一番地一〇　被相続人　亡　中口　真人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十四日

岐阜市神田町一―八―四プラドビル三A

堀法律事務所

相続財産管理人　弁護士　堀　雅博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市五貫島六八四番地八、最後の住所静岡県富士市五貫島六八四番地の八　被相続人　亡　北川　**諾**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十四日

静岡県富士市中央町一丁目一〇番二号　小長谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石野　弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西成区天下茶屋三丁目五四番地、最後の住所大阪市西成区南津守一丁目四番七号ビアンヒトール恭愛　山愛　被相続人　亡　**廣瀬　恭子**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十四日

大阪市北区西天満五丁目一〇番一七号西天満パークビル八階

相続財産管理人　弁護士　芦田　一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県五條市須恵一丁目三五三番地、最後の住所奈良県五條市須恵一丁目四番二〇号　被相続人　亡　藤原　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十四日

奈良県北葛城郡王寺町王寺二丁目六番一号　まさゝビル三階

相続財産管理人　弁護士　**中西　達也**

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市玉島中央町一丁目一六七番地、最後の住所岡山県倉敷市玉島中央町一丁目六番一五号　被相続人　亡　森永　真司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十四日

岡山県倉敷市玉島阿賀崎一丁目一番一〇号　相続財産管理人　山本　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市北区大供二六三番地、最後の住所岡山市北区奉還町一丁目二番二四号　被相続人　亡　渡辺　信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十四日

事務所岡山市中区浜一丁目七番三〇―二五号　相続財産管理人　弁護士　市本　昭彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市原分町一〇一一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松永壽美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十四日

長崎県佐世保市祇園町二一六番地一　ＪＧＭヴェルデヒルズ交通公園一三〇一号、事務所長崎県佐世保市高砂町四番一一号　相続財産管理人　松田　信哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県那覇市首里末吉町二丁目一一七番地、最後の住所沖縄県豊見城市字渡嘉敷一五〇番地特別養護老人ホームすみれ　被相続人　亡　比嘉　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十四日

沖縄県浦添市前田一丁目一七番六―四〇三号スカイコーラル前田

相続財産管理人　福原　淳

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成28年９月14日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①デザイア株式会社　②東京都知事(1)94540　③代表取締役　金子卓也　④東京都新宿区下落合三丁目22番18号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区赤坂三丁目５番５号　デザイア株式会社　代表取締役　アンセムウォンシュウセン

①住宅情報館株式会社　②国土交通大臣(3)6183号　③代表取締役　黒羽秀朗　④神奈川県相模原市中央区富士見２丁目８番８号　廃止した従たる事務所　神奈川県伊勢原市大住台１―12―３　⑤利付国庫債券500万円　⑥関東地方整備局長　⑦神奈川県相模原市中央区富士見２丁目８番８号　住宅情報館株式会社　代表取締役　黒羽秀朗

①須高農業協同組合　②長野県知事(7)3447号　③代表理事組合長　牧良一　④長野県須坂市大字小山1253番地５　⑤1000万円　⑥長野県知事　⑦長野県須坂市大字小山1253番地５　須高農業協同組合　代表理事組合長　牧良一

①石山ハウス　②滋賀県知事(8)第1570号　③佐久間英彦　④滋賀県大津市稲津一丁目３番１号　⑤1000万円　⑥滋賀県知事　⑦滋賀県大津市稲津一丁目３番１号　石山ハウス　佐久間英彦

債権申出の公告（第二回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十八年八月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第二号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月十四日

埼玉県新座市畑中三丁目三番一号―二一七

デンツプライ三金株式会社

規約型確定給付企業年金清算人

茅根　幸子